

富山市保育料徴収額表(令和7年度版)

[単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間(月額)	
階層区分	定義		3歳未満児	
			基準額	半額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	6,500	3,250
第4階層		48,600円以上97,000円未満	23,000	11,500
第5階層		97,000円以上169,000円未満	32,000	16,000
第6階層		169,000円以上301,000円未満	48,800	24,400
第7階層		301,000円以上397,000円未満	64,000	32,000
第8階層		397,000円以上	73,600	36,800

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育短時間(月額)	
階層区分	定義		3歳未満児	
			基準額	半額
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
第2階層	第1階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満(市町村民税均等割のみ課税の世帯を含む)	6,350	3,170
第4階層		48,600円以上97,000円未満	22,600	11,300
第5階層		97,000円以上169,000円未満	31,400	15,700
第6階層		169,000円以上301,000円未満	47,900	23,950
第7階層		301,000円以上397,000円未満	62,900	31,450
第8階層		397,000円以上	72,300	36,150

- 注) 1 幼児教育・保育の無償化により、4月1日時点で3歳以上の児童は無料になります。
- 2 年度途中で満3歳になっても、その年度内は保育料をご負担いただく必要があります。
- 3 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。
ただし、父母の課税額が非課税の場合、同居の親族(祖父母等)の税額に基づいて保育料を決定する場合があります。
- 4 上記の表の世帯の階層区分の税額については、次のとおりです。
(1)4月から8月までの保育料は、令和6年度分の市町村民税額をもとに算定します。
(2)9月から3月までの保育料は、令和7年度分の市町村民税額をもとに算定します。
ただし、寄附金控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、認定低炭素住宅新築等特別控除が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。
このため、実際の納税額と、保育料の階層決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 5 同一世帯で、認可保育施設のほかに幼稚園や特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設の通所部、企業主導型保育施設に同時入所している又は児童発達支援や医療型児童発達支援を利用している(以下「保育所等へ同時入所している」という。)就学前児童がいる場合、保育所へ入所している児童(第3階層で第1子の児童を除く)は次のとおり保育料が軽減されます。
(1)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に年齢の高い児童が基準額の半額、その他の児童は無料になります。
(2)保育所等へ同時入所している就学前児童のうち、最も年齢の低い児童が、第3子以降の児童で3歳未満の児童のときは、入所児童のうち最も年齢の高い児童が基準額の半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、次に年齢の高い児童が基準額の半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、その他の児童は無料になります。
- (以下注5にかかわらず)
- 6 母子・父子世帯(ひとり親家庭等医療費受給資格の有無で判定します。)又は障害者同居世帯で、第3階層及び第4階層の一部(所得割課税額77,101円未満)の児童は無料になります。
- 7 第4階層の一部(所得割課税額57,700円未満)で第1子の児童は半額(ただし、3歳以上の児童は無料)、第3階層から第4階層の一部(所得割課税額57,700円未満)で第2子の児童は無料になります。
- 8 第3子以降の児童は無料になります。